八一一二・五一	塊及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一二・五二	くず	ＣＴＳＨ	
八一一二・五九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
	その他のもの		
八一一二・九二	塊、くず及び粉	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一二・九九	その他のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八一一三・〇〇	サーメット及びその製品（くずを含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
第八二類	卑金属製の工具、これらの部分品		
八二・〇一	手道具（スペード、ショベル、つるはし、くわ、フォーク及びレーキ並びになた、なたがまその他のおの類、各種の剪定ばさみ並びに農業、園芸又は林業に使用する種類の鎌、草切具、刈込みばさみ、くさびその他の道具に限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇二	のこぎり（種類を問わない。）のブレード（切開き用、溝彫り用又は無歯式ののこぎりのブレードを含む。）及び手のこぎり	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇三	やすり、プライヤー（切断用プライヤーを含む。）、やっとこ、ツィーザー、金属切断用ばさみ、パイプカッター、ボルトクリッパー、せん孔ポンチその他これらに類する手工具	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇四	スパナー及びレンチ（トルクレンチを含み、手回しのものに限るものとし、タップ回しを除く。）並びに互換性スパナーソケット（ハンドル付きであるかないかを問わない。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇五	手道具及び手工具（ダイヤモンドガラス切りを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）、トーチランプ並びに万力、クランプその他これらに類する物品（加工機械の附属品及び部分品を除く。）、金敷き、可搬式かじ炉並びにフレーム付きグラインディングホイールで手回し式又は足踏み式のもの	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二〇六・〇〇	手道具又は手工具のセット（第八二・〇二項から第八二・〇五項までの二以上の項の製品を小売用のセットにしたものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇七	手工具（動力駆動式であるかないかを問わない。）用又は加工機械用の互換性工具（例えば、プレス、型打ち、押抜き、ねじ立て、穴あけ、中ぐり、ブローチ削り、フライス削り、切削又はねじの締付けに使用するもの、金属の引抜き用又は押出し用のダイス及び削岩用又は土壌せん孔用の工具を含む。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八二・〇八	機械用又は器具用のナイフ及び刃		
八二〇八・一〇	金属加工用のもの	ＣＣ	
八二〇八・二〇	木工用のもの	ＣＣ	
八二〇八・三〇	台所用のもの及び食品工業用の機械に使用するもの	ＣＣ	
八二〇八・四〇	農業用、園芸用又は林業用の機械に使用するもの	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二〇八・九〇	その他のもの	ＣＣ	
八二〇九・〇〇	工具用の板、棒、チップその他これらに類する物品（サーメットのもので、取り付けてないものに限る。）	ＣＣ	
八二一〇・〇〇	手動式器具（飲食物の調製に使用するもので、重量が一〇キログラム以下のものに限る。）	ＣＣ	

八二・一一	刃を付けたナイフ（剪定ナイフを含み、のこ歯状の刃を有するか有しないかを問わないものとし、第八二・〇八項のナイフを除く。）及びその刃		
八二一一・一〇	詰合せセット	ＣＣ	
	その他のもの		
八二一一・九一	テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八二一一・九二	その他のナイフ（固定刃のものに限る。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八二一一・九三	その他のナイフ（固定刃のものを除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八二一一・九四	刃	ＣＣ	
八二一一・九五	卑金属製の柄	ＣＣ	
八二・一二	かみそり及びその刃（かみそりの刃のブランクでストリップ状のものを含む。）	ＣＣ	
八二一三・〇〇	はさみ、テーラースシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八二・一四	その他の刃物（例えば、バリカン、肉切り用又は台所用のクリーバー、チョッパー、ミンシングナイフ及びペーパーナイフ）並びにマニキュア用又はペディキュア用のセット及び用具（つめやすりを含む。）	ＣＣ	
八二・一五	スプーン、フォーク、ひしゃく、しゃくし、ケーキサーバー、フィッシュナイフ、バターナイフ、砂糖挟みその他これらに類する台所用具及び食卓用具	ＣＣ	
第八三類	各種の卑金属製品		
八三・〇一	卑金属製の錠（鍵を使用するもの、ダイヤル式のもの及び電気式のものに限る。）並びに卑金属製の留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの並びにこれらの卑金属製の鍵		
八三〇一・一〇	南京錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・二〇	自動車に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・三〇	家具に使用する種類の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・四〇	その他の錠	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・五〇	留金及び留金付きフレームで、錠と一体のもの	ＣＴＳＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・六〇	部分品	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八三〇一・七〇	鍵（単独で提示するものに限る。）	ＣＣ又はＱＶＣ四〇	
八三・〇二	卑金属製の帽子掛け、ブラケットその他これらに類する支持具、取付具その他これに類する物品（家具、戸、階段、窓、日よけ、車体、馬具、トランク、衣装箱、小箱その他これらに類する物品に適するものに限る。）、取付具付きキャスター及びドアクローザー	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇三・〇〇	卑金属製の金庫、金庫室の扉及び貴重品保管ロッカー並びに卑金属製のキャッシュボックスその他これに類する物品	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	
八三〇四・〇〇	卑金属製の書類整理箱、インデックスカード箱、書類入れ、ペン皿、スタンプ台その他これらに類する事務用具及び机上用品（第九四・〇三項の事務所用の家具を除く。）	ＣＴＨ又はＱＶＣ四〇	